

飯島町地域防災計画（改定案） 新旧対照表

※ 項章、章、節は改訂前のもの

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
総則	1	1	3	<p>第3節 計画の推進及び修正 (略)</p> <p>また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。ただし、資料編については、防災対策上の機動力及び実効性を確保するため、防災会議の議決を要しない事務的な修正として、必要に応じて速やかにこれを行うものとする。</p>	<p>第3節 計画の推進及び修正 (略)</p> <p>また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。(新設)</p>	町の方針を踏まえた修正
総則	2	2	—	<p>第2章 防災の基本方針</p> <p>3 住民は、災害初期においては「自らの命は、自らが守る。」を認識し、地域、職場等においてお互いに協力し合い、常日ごろから、災害時を念頭においた次の防災対策を講ずるものとする。</p> <p>4 地区・自治会（自主防災会）は、地域コミュニティにおける「共助」の主体として、行政や関係機関と連携し、次の地域防災活動に取り組むものとする。</p> <p>(1) 災害時に近隣住民同士での声掛けによる安否確認を行う。</p> <p>(2) 災害時に公的支援が到着するまでの間、地域住民の助け合いを促し避難支援や安全確保を行う。</p> <p>(3) 防災力の向上のため、世代を超えて地域防災活動が継承される体制を目指す。</p>	<p>第2章 防災の基本方針</p> <p>3 住民は、災害初期においては「自らの身の安全は、自らが守る。」を認識し、地域、職場等においてお互いに協力し合い、常日ごろから、災害時を念頭においた次の防災対策を講ずるものとする。 (新設)</p>	上位計画等を踏まえた修正
総則	3	3	2	<p>第1 人口</p> <p>町の人口の推移は次のとおりである。人口は平成7年をピークに減少が続いている。世帯数は平成22年にわずかに減少したが、平成27年以降は再び増加、1世帯当たり人口も減り続け、核家族化を示している。65歳以上人口は増加傾向にあり、総人口に占める65歳以上人口は国や県を大きく上回り37.0%となっており、少子・高齢化を表している。(略)</p> <p>(表・図1)</p>	<p>第1 人口</p> <p>町の人口の推移は次のとおりである。人口は平成7年をピークに減少が続いている。世帯数は平成22年にわずかに減少したが、平成27年は再び増加、1世帯当り人口も減り続け、核家族化を示している。65歳以上人口は増加傾向にあり、総人口に占める65歳以上人口は国や県を大きく上回り33.6%となっており、少子・高齢化を表している。(略)</p> <p>(表・図1)</p>	時点更新
総則	4	3	2	<p>第2 産業</p> <p>令和2年の町の就業人口は4,950人で、人口の55%を占めている。産業別人口は、第1次産業が770人(15.5%)、第2次産業が1,869人(37.8%)、第3次産業が2,297人(46.4%)</p>	<p>第2 産業</p> <p>平成27年の町の就業人口は5,237人で、人口の55%を占めている。産業別人口は、第1次産業が871人(16.7%)、第2次産業が2,002人(38.3%)、第3次産業が2,350人(45.0%)</p>	時点更新

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				<p>となっている。10年前(平成22年)は、第1次産業が15.9%、第2次産業が39.5%、第3次産業が44.4%で、第1次、第2次産業は減少傾向となっており、第3次産業が増加している。(略)</p>	<p>となっている。10年前(平成17年)は、第1次産業が18.4%、第2次産業が43.0%、第3次産業が38.6%で、第1次、第2次産業は減少傾向となっており、第3次産業が増加している。(略)</p>	
総則	6	4	—	<p>第4章 防災ビジョン</p> <p>近年、我が国はこれまでの防災想定を根底から覆すような、極めて甚大な自然災害に繰り返し見舞われている。平成23年(2011年)の東日本大震災では、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震とそれに伴う巨大津波が広範囲を襲い、死者・行方不明者1万9,000人以上、避難者数も一時10万人を超えるなど、国家的な危機とも言える未曾有の被害をもたらした。平成28年(2016年)の熊本地震においては、史上類を見ない震度7の激震が同一地域を二度にわたって襲い、強固なはずのインフラや公共施設をも無残に破壊し、日頃の備えや人と人との「絆」の重要性を改めて突きつけた。さらに令和6年(2024年)の能登半島地震では、大規模な家屋倒壊や火災に加え、地殻変動による地形の変化や道路網の寸断が集落の孤立を招き、極寒の中での救助活動や避難生活の長期化という過酷な現実を突きつけている。</p> <p>本町においても、昭和36年(1961年)の36災害や平成18年(2006年)の7月豪雨など、地域社会を揺るがす激甚な災害を経験しており、これらの歴史的な教訓を風化させることなく、あらゆる主体が「備え」を実践することが求められている。こうした一連の震災や豪雨災害では、要配慮者の支援や迅速な情報伝達のあり方が常に大きな課題となってきた。これを受け、国では「避難支援ガイドライン」の策定や、震災を踏まえた防災対策の抜本的な見直しを重ねている。令和3年(2021年)には住民の命を守る判断を速めるため、避難勧告を「避難指示」へ一本化するなどの制度改善が図られた。</p> <p>災害による被害を最小限に抑え、安全・安心な社会を築くためには、行政による「公助」に加え、自らの身を守る「自助」、住民相互が助け合う「共助」の取り組みを深化させることが不可欠である。今後、本町においては「自助・共助・公助」を防災ビジョンの根幹に据え、町と住民が一体となって防災体制の</p>	<p>第4章 防災ビジョン</p> <p>平成23年(2011年)は、記録的な災害により全国各地で甚大な被害が発生した。</p> <p>阪神・淡路大震災、新潟県中越地震を超えるマグニチュード9.0を記録した東日本大震災(平成23年3月11日14時46分、最大震度7)の発生とそれに伴う巨大津波、液状化現象や地盤沈下など、死者・行方不明者数は1万9,000人以上にも及び、避難者数は一時10万人以上に達した。</p> <p>近年では、平成28年(2016年)4月14日、16日に発生した熊本地震は、史上類を見ないマグニチュード6.5の前震(最大震度7)とマグニチュード7.3の本震(最大震度7)が同時期に発生し、多くの尊い命や財産が失われたほか、道路、橋梁等のインフラ、災害時の避難所となる学校、公民館等の公共施設、河川堤防や急傾斜地の擁壁などに甚大な被害が発生し、改めて日ごろからの「備え」とともに、人と人とのつながり・絆の重要性を認識する出来事となった。</p> <p>本県においても、昭和36年6月に死者・行方不明者136名、浸水戸数18,488戸に及ぶ未曾有の大災害となった36災害や、平成18年7月豪雨においては、天竜川水系の上伊那、諏訪地域では死者12名の他、住家、道路、河川等に甚大な被害が発生し、身近で災害の恐ろしさを目の当たりにしたところである。</p> <p>過去の災害を教訓とし、国、県、町、民間事業所、地域コミュニティ、地域住民の一人ひとりまで、あらゆる主体が「備え」を実践していく必要がある。</p> <p>こうした一連の上記災害では、要配慮者の被害が多く、支援対策のあり方、迅速な情報伝達の方法等が大きな課題となり、平成17年3月の「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」による「の避難支援ガイドライン」及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の策定に至った。</p>	町の方針を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				<p>充実と住民主体の防災力向上を推進していく。この方針は、飯島町第6次総合計画が掲げる「地域で支え合うまちづくり」や、住民と行政の協働による指針とも合致するものである。能登半島地震でも再認識された「地域コミュニティのつながり」を核とし、有事の際にも機能する強固な防災体制を構築することで、将来にわたって豊かな未来と安全な暮らしを守り抜くことを目指す。</p>	<p>また、平成23年12月には東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映が行われた。</p> <p>災害による被害を軽減し、安全・安心な社会を創造していくためには、行政による「公助」のみならず、住民相互による「自助」、「共助」の取り組みが不可欠である。今後、本町においては、この「自助」、「共助」、「公助」を防災ビジョンとし、本計画中の各現状と課題をふまえながら、町と住民が一体となり、地域コミュニティを中心とした防災体制を構築していく。</p> <p>このことは、飯島町第5次総合計画の基本構想である「人と緑輝くふれあいのまち」や、自立に向けて策定した「飯島町ふるさとづくり計画」の重点課題でもある「地域で支え合うまちづくり」（助け合いの福祉、地域ぐるみの防犯・防災、地域コミュニティの活性化）や「住民と行政の協働によるまちづくり」（情報の提供、課題の共有、信頼関係の構築、意識改革）とも合致するものである。</p>	
総則	9	5	2	<p>第3 指定地方行政機関 中部地方整備局(天竜川上流河川事務所、伊南流域治水出張所、飯田国道事務所)・伊那建設事務所</p>	<p>第3 指定地方行政機関 中部地方整備局(天竜川上流河川事務所、飯島砂防出張所、飯田国道事務所)・伊那建設事務所</p>	時点更新
共通	2	1	1	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集、連絡及び応援体制の整備関係</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機・無人航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集、連絡及び応援体制の整備関係</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機(新設)車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p>	町の方針を踏まえた修正
共通	16	1	6	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>キ 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				<p>努めるものとする。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p>		
共通	16	1	6	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>ク 個別避難計画の事前提供</p> <p>町は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p> <p>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	上位計画等を踏まえた修正
共通	17	1	6	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 避難行動要支援者名簿の整備・活用</p> <p>(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</p> <p>(略) また、難病患者の情報については、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき県知事に対して情報の提供を求めるものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 避難行動要支援者名簿の整備・活用</p> <p>(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</p> <p>(略) また、難病患者の情報については、災害対策基本法第49条(新設)第4項に基づき県知事に対して情報の提供を求めるものとする。</p>	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
共通	24	1	9	<p>第1 基本方針 (略)</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難所等の確保等を図る。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、プライバシーの確保や感染症対策として車中泊が有効であることも踏まえ、健康被害の防止に留意した環境整備を図るとともに、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p>	<p>第1 基本方針 (略)</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難所等の確保等を図る。</p> <p>(新設)</p>	上位計画等を踏まえた修正
共通	24	1	9	<p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p>また、特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p>	<p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p>また、特に災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p>	上位計画等を踏まえた修正
共通	25	1	9	<p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (2) 実施計画（実施主体 町） (イ) 避難指示等の類型 (表・図2)</p>	<p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (2) 実施計画（実施主体 町） (イ) 避難勧告等の類型 (表・図2)</p>	上位計画等を踏まえた修正
共通	26	1	9	<p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (2) 実施計画（実施主体 町） エ 避難行動要支援者対策 (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制</p> <p>特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって災害の発生を</p>	<p>第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (2) 実施計画（実施主体 町） エ 避難行動要支援者対策 (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制</p> <p>特に、災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避</p>	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。	難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。	
共通	32	1	9	<p>第3 計画の内容</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>ウ 災害情報等を確実に伝達できるよう防災行政無線放送難聴エリアを解消するため、防災行政無線屋外子局を整備するものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>(新設)</p>	上位計画等を踏まえた修正
共通	32	1	10	<p>第1 基本方針</p> <p>本町は、町域の72%が山地であり、町の北部から順に、中田切川、郷沢川、与田切川、子生沢川、日向沢川、矢の沢川、前沢川等の河川が東西に流れ、町東部を南北に流れる天竜川にそれぞれ合流している。急峻な山々と、河川によって分断された地区、こういった地勢は、大規模災害が発生した場合、孤立地域の発生が考えられることから、過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。</p> <p>なお、県は、令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、県内で孤立の可能性があると予想される地域の現状について「中山間地域等の集落散在地域における孤立可能性フォローアップ調査(令和7年2月)※」を行っている。その調査によると、本町においては日曾利地区が「諸条件が揃った場合に孤立する可能性が高い集落」とする結果となっている。</p> <p>これらを踏まえて、孤立防止対策を進めていくものとする。</p> <p>※平成26年10月公表の内閣府調査を基に、長野県が市町村の協力を得て孤立可能性集落について再確認や精査を実施した調査であり、内閣府調査に加え、長野県でより実態を踏まえた結果が得られるように条件を追加し精査したもの。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>本町は、町域の72%が山地であり、町の北部から順に、中田切川、郷沢川、与田切川、子生沢川、日向沢川、矢の沢川、前沢川等の河川が東西に流れ、町東部を南北に流れる天竜川にそれぞれ合流している。急峻な山々と、河川によって分断された地区、こういった地勢は、大規模災害が発生した場合、孤立地域の発生が考えられることから、過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。</p> <p>(新設)</p>	町の方針を踏まえた修正
共通	35	1	11	<p>第2 主な取組み</p> <p>4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機を活用した輸送手段の整備を図る。</p>	<p>第2 主な取組み</p> <p>(新設)</p>	町の方針を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
共通	43	1	17	第2 主な取組み 3 NTT 東日本(株)等通信・放送事業者は通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。	第2 主な取組み 3 東日本電信電話(株)等通信・放送事業者は通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。	時点更新
共通	48	1	20	第3 計画の内容 1 住民等への情報の提供体制 (2) 実施計画 (実施主体 町 ケ 無人航空機を活用した広報について、体制を整備する。	第3 計画の内容 1 住民等への情報の提供体制 (2) 実施計画 (実施主体 町 (新設)	町の方針を踏まえた修正
共通	50	1	21	第3 計画の内容 1 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 本町における山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区 39 箇所、崩壊土砂流出危険地区 42 箇所である。	第3 計画の内容 1 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 本町における山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区 32 箇所、崩壊土砂流出危険地区 32 箇所である。	時点更新
共通	51	1	21	第3 計画の内容 4 土砂災害警戒区域対策 (1) 現状と課題 本町の土砂災害警戒区域は、令和7年8月時点で103箇所が指定されており、そのうち79箇所には特別警戒区域も含まれている。これら区域内には住宅も含まれているため、開発行為等に対する規制や住民への情報提供の仕方等、適切に対応していく必要がある。	第3 計画の内容 4 土砂災害警戒区域対策 (1) 現状と課題 本町の土砂災害警戒区域は、平成29年度までに86箇所が指定されており、そのうち68箇所には特別警戒区域も含まれている。これら区域内には住宅も含まれているため、開発行為等に対する規制や住民への情報提供の仕方等、適切に対応していく必要がある。	時点更新
共通	66	1	30	第3 計画の内容 2 組織の活動内容 (発災時の活動) エ 避難所の開設・運営等	第3 計画の内容 2 組織の活動内容 (発災時の活動) (新設)	上位計画等を踏まえた修正
共通	67	1	30	第3 計画の内容 6 防災士の育成・協力 (1) 現状及び課題 自主防災組織等の活動において、組織の長や役員などのリーダーシップは重要である。しかし、多くの組織では役員の任期が短く、活動の継続性や専門知識の蓄積が困難な状況にある。また、災害時のリーダー不在などの懸念もあり、リーダーを専門的知見から補佐し、状況に応じてその役割を代行できる人材の確保が急務となっている。 この解決策として、専門的な知識と技能を有する「防災士」の活躍が期待される。地域ごとに防災士を育成し、自主防災組	第3 計画の内容 (新設)	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				<p>織等と緊密に連携させることで、組織の専門性を高めるとともに、災害対応力の持続的な強化を図ることが有効となる。</p> <p>(2) 実施計画(実施主体 町)</p> <p>ア 各地区・自治会における防災士の養成を支援し、地域ごとの専門人材の確保に努める。</p> <p>イ 防災士相互のネットワーク化を推進し、研修会や情報共有の場を提供することで、スキルの維持・向上を図る。</p> <p>ウ 防災士と自主防災組織等とのマッチングや連携を促進し、地域防災活動の助言者・実働者としての定着を図る。</p>		
共通	110	2	11	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を行う。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設における避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮する。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を行う。</p> <p>その際、要配慮者について(新設)十分考慮する。</p> <p>特に、災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設における避難勧告等、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮する。</p>	上位計画等を踏まえた修正
共通	110	2	11	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、住民に対して避難指示等を発令する。</p> <p>避難指示等を発令する場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、町災害対策本部及び現地災害対策本部による情報並びに地域住民の積極的な協力を得て、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことが誰にも理解できる内容で伝えることを心掛ける。</p> <p>また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報と</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、住民に対して避難勧告等を行う。</p> <p>避難勧告等を行う場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、町災害対策本部及び現地災害対策本部による情報並びに地域住民の積極的な協力を得て、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、避難勧告等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことが誰にも理解できる内容で伝えることに心掛ける。</p> <p>(新設)</p>	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				して区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。 (表・図3)	(新設)	
共通	11 1	2	11	第3 活動の内容 1 避難指示等 (略) (2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 避難指示等の発令機関 (表・図4) (略) (ウ) 町は、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。	第3 活動の内容 1 避難勧告等 (略) (2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 避難勧告等の発令機関 (表・図4) (略) (新設)	上位計画等を踏まえた修正
共通	11 1	2	11	第3 活動の内容 1 避難指示等 (略) (2) 実施計画 イ 避難指示等の意味 高齢者等避難 災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。 避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。 緊急安全確保 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要す	第3 活動の内容 1 避難勧告等 (略) (2) 実施計画 イ 避難勧告等の意味 避難準備・高齢者等避難開始 人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 避難勧告 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 避難指示（緊急） 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				ると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。		
共通	11 1	2	11	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 措置及び報告、通知等 (実施主体 町)</p> <p>町長及び消防機関の長の行う措置</p> <p>(ア) 高齢者等避難</p> <p>災害リスクのある区域等の高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。)が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>なお、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。</p> <p>a 気象台から大雨警報(土砂災害)又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>b 国又は県と気象台から共同で洪水予報(氾濫警戒情報)が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>c 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難勧告等及び報告、通知等 (実施主体 町)</p> <p>町長及び消防機関の長の行う措置</p> <p>(新設)</p>	上位計画等を踏まえた修正
共通	11 1	2	11	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 措置及び報告、通知等 (実施主体 町)</p> <p>町長及び消防機関の長の行う措置</p> <p>(イ) 避難指示</p> <p>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難勧告等及び報告、通知等 (実施主体 町)</p> <p>町長及び消防機関の長の行う措置</p> <p>(ア) 避難勧告等</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難所等を指示し、早</p>	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				<p>a 県・気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）</p> <p>b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>c 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域</p> <p>(略)</p> <p>k 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p>	<p>期に避難勧告等を行う。</p> <p>a 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される地域</p> <p>b 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域</p> <p>c 河川が警戒水位・特別警戒水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <p>(略)</p> <p>j 酸素欠乏若しくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p>	
共通	11 1	2	11	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 措置及び報告、通知等（実施主体 町）</p> <p>町長及び消防機関の長の行う措置</p> <p>(ウ) 緊急安全確保</p> <p>居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することが、かえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>a 気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難勧告等及び報告、通知等（実施主体 町）</p> <p>町長及び消防機関の長の行う措置</p> <p>(新設)</p>	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
共通	12 2	2	12	<p>第3 活動の内容</p> <p>4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保や無人航空機を活用した輸送が困難な場合など、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。</p>	町の方針を踏まえた修正
共通	12 3	2	13	<p>第2 主な活動</p> <p>3 交通の途絶等により地域が孤立した場合など必要に応じて、無人航空機を活用した輸送を行う。</p>	<p>第2 主な活動</p> <p>(新設)</p>	町の方針を踏まえた修正
風水害対策編	3	2	1	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>ア 風水害に強いまちづくりの形成</p> <p>(ア) 本町は、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けている。町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。</p> <p>a 土砂災害警戒区域 (表・図5)</p> <p>b 土砂災害特別警戒区域 (表・図5)</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>ア 風水害に強いまちづくりの形成</p> <p>(ア) 本町は、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けている。町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。</p> <p>a 土砂災害警戒区域 (表・図5)</p> <p>b 土砂災害特別警戒区域 (表・図5)</p>	時点更新
震災対策編	3	1	1	<p>第3 被害想定</p> <p>1 建築物被害</p> <p>本町の耐震化率は、一般住宅で75.6% (令和3年度飯島町耐震改修促進計画の推計より) となっている。想定地震のうち、「伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)」が最も被害が大きくなっている。また「南海トラフ巨大地震(陸側ケース)」においても建物への被害が予測されている。</p>	<p>第3 被害想定</p> <p>1 建築物被害</p> <p>本町の耐震化率は、一般住宅で68.5% (平成27年度飯島町耐震改修促進計画の推計より) となっている。想定地震のうち、「伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)」が最も被害が大きくなっている。また「南海トラフ巨大地震(陸側ケース)」においても建物への被害が予測されている。</p>	時点更新

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
震災対策編	3	1	1	<p>第3 被害想定 3 生活支障等 避難者数は人口（令和2年年国勢調査：9,004人）に対し、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」で32%、「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」では9%となることが予測される。</p>	<p>第3 被害想定 3 生活支障等 避難者数は人口（平成27年国勢調査：9,530人）に対し、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」で32%、「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」では9%となることが予測される。</p>	時点更新
震災対策編	47	4	2	<p>共通対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。</p>	<p>第1 基本方針 被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 町は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、可能な限り迅速な原状復旧を図る。</p> <p>第2 主な活動 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (1) 基本方針 民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画 (2) 実施計画（実施主体 町） ア あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。 イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。 ウ 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					限り土砂災害防止対策を行う。 エ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。	
震災対策編	47	4	2	共通対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。	2 災害廃棄物処理 (1) 基本方針 災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理を求められる。災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。 (2) 実施計画 (2) 実施計画 (実施主体 町) ア 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。 (ア) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。 (イ) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。 (ウ) 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。 イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。	共通の内容のため準用に変更
震災対策編	54	5	3	第1 地震予知に関する情報等の伝達 2 職員への伝達方法 (実施主体 町) (略)また、自ら管理する施設等に対しても速やかに防災行政無線及び電話等により伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめNTT東日本(株)に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。	第1 地震予知に関する情報等の伝達 2 職員への伝達方法 (実施主体 町) (略)また、自ら管理する施設等に対しても速やかに防災行政無線及び電話等により伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。	時点更新
震災対策編	78	6	1	第1節 総 則 第1 目的 「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定による南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域 (以下「推進地域」という。)である本町において、南海トラフ地震	(新設)	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				<p>臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱 総則第5章「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。</p>		
震災対策編	78	6	1	<p>第3 南海トラフ地震臨時情報について</p> <p>1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件 (表・図6) 南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の形で情報発表される。</p> <p>2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ (表・図7) 気象庁報道発表資料より</p>	(新設)	上位計画等を踏まえた修正
震災対策編	78	6	2	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制</p> <p>第1 町の体制 共通対策編第2章「災害応急対策計画」に準じた体制とし、町災害対策本部の組織及び事務分掌は、資料編に掲げるとおりとする。</p> <p>資料編・飯島町災害対策本部組織編成図(資料番号3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯島町災害対策本部事務分掌表(資料番号4) ・風水害、震災対策時の配備体制(資料番号5) ・配備人員一覧表(資料番号6) <p>第2 災害応急対策をとるべき期間 災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合 南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界において</p>	(新設)	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				<p>M7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。</p>		
震災対策編	78	6	3	<p>第3節 住民の防災対応</p> <p>第1 基本方針</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、町は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項</p> <p>1 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動がとれるように備える。</p> <p>2 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。</p> <p>3 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。</p>	(新設)	上位計画等を踏まえた修正

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
				また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。		
雪 害 対 策 編	5	1	2	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 情報の収集・連絡体制の整備 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(ア) 町、県、国及び各関係機関は中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。</p> <p>(イ) 国、関係機関及び県、町は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</p> <p>(ウ) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。</p> <p>(エ) 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、長野県防災情報システムに集約できるよう努める。</p> <p>(オ) 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p> <p>(カ) 町は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、メール、SNS、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間事業所、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(キ) 町は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び移動通信回線の充実を図る。</p> <p>(ク) 関係機関は、雪崩発生監視装置の設置に努める。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
雪害対策編	5	1	2	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 情報の分析整理 (実施主体 町)</p> <p>(ア) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。</p> <p>(イ) 平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図る。</p> <p>ウ 通信手段の確保 (実施主体 町)</p> <p>(ア) 災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。</p> <p>(イ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。</p> <p>a 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。</p> <p>b 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
雪害対策編	6	1	2	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報の収集・連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>c 画像等の大容量データの通信を可能とするため、国、県、町のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。</p> <p>d 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</p> <p>e 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、総務省と事前の調整を実施すること。</p> <p>f 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。</p> <p>g 災害時に有効な、携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</p> <p>h 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。</p> <p>i NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</p> <p>j 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					k 長野県防災情報システムを活用したエリアメール等、いいちゃんメール（電子メールを利用して飯島町が登録者に発信する情報提供メール）及び被災者支援システムを活用する体制の整備を図る。	
雪害対策編	8	1	2	第3 計画の内容 4 救助・救急及び医療活動 (2) 実施計画（実施主体 上伊那広域消防本部） 共通対策編第1章第4節「救助・救急・医療計画」を準用する。	第3 計画の内容 4 救助・救急及び医療活動 (2) 実施計画（実施主体 上伊那広域消防本部） ア 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。 イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。 ウ 輸送困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 エ 地域の実情に応じ、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。 オ あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。 カ 医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。 (ア) 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。 (イ) 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。 (ウ) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。 (エ) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。	共通の内容のため準用に変更
雪害対策	9	1	2	第3 計画の内容 4 救助・救急及び医療活動 (2) 実施計画（実施主体 上伊那広域消防本部） 共通対策編第1章第4節「救助・救急・医療計画」を準用す	第3 計画の内容 4 救助・救急及び医療活動 (2) 実施計画（実施主体 関係機関） ア 輸送困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
編				る。	の備蓄に努める。 イ 地域の実情に応じ、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。	
雪害対策編	17	1	3	第3 計画の内容 3 町民の防災活動の環境整備 (2) 実施計画 (実施主体 町) ア 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 共通対策編第1章第30節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。	第3 計画の内容 3 町民の防災活動の環境整備 (2) 実施計画 (実施主体 町) ア 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (ア) 地域消防・防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。 (イ) 自主防災組織の育成・強化や、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、組織の日常化、訓練を促す。その際、女性の参画の促進にも努める。 (ウ) 平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。 (エ) 自主防犯組織に対して、訓練の実施・資機材の整備等に対し、助成・支援を行う。	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	17	1	3	第3 計画の内容 3 町民の防災活動の環境整備 (2) 実施計画 (実施主体 町) イ 防災ボランティア活動の環境整備 共通対策編第1章第32節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。	第3 計画の内容 3 町民の防災活動の環境整備 (2) 実施計画 (実施主体 町) イ 防災ボランティア活動の環境整備 (ア) ボランティア団体と協力し、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。 (イ) 日本赤十字社・社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。 (ウ) 平常時の登録・研修制度、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
雪害対策編	18	1	3	<p>第3 計画の内容 3 町民の防災活動の環境整備 (2) 実施計画 (実施主体 町) ウ 事業所防災の促進 共通対策編第1章第3 1節「事業所防災に関する計画」を準用する。</p>	<p>第3 計画の内容 3 町民の防災活動の環境整備 (2) 実施計画 (実施主体 町) ウ 事業所防災の促進 (ア) 事業所の取り組みに資する情報提供等を進める。 (イ) 事業所防災分野の進展に伴って増大する事業継続計画(B C P)策定支援等の高度なニーズにも応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。 (ウ) 優良事業所への表彰や事業所の防災に対する取り組みの積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進を図る。 (エ) 事業所を地域コミュニティの一員とし、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	18	1	3	<p>第3 計画の内容 3 町民の防災活動の環境整備 (2) 実施計画 (実施主体 町) ウ 事業所防災の促進 共通対策編第1章第3 1節「事業所防災に関する計画」を準用する。</p>	<p>第3 計画の内容 3 町民の防災活動の環境整備 (2) 実施計画 (実施主体 事業所) ウ 事業所防災の促進 (ア) 災害時の事業所の果たす役割を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(B C P)を策定・運用するよう努める。 (イ) 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 (ウ) 事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。</p>	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	18	1	3	<p>第3 計画の内容 4 災害教訓の伝承 (2) 実施計画 (実施主体 町) 共通対策編第1章第2 7節「防災知識普及計画」を準用する。</p>	<p>第3 計画の内容 4 災害教訓の伝承 (2) 実施計画 (実施主体 町) ア 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					イ 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。	
雪害対策編	22	2	2	共通対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立」を準用する。	<p>第1 基本方針</p> <p>被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。このため、雪害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>迅速かつ的確な災害情報の収集・連携体制の整備とともに関係機関との情報共有を図る。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>ア 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(ア) 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</p> <p>(イ) 天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。</p> <p>(ウ) 雪崩災害が発生した場合、必要に応じ画像情報を利用した被害規模の把握を行う。</p> <p>(エ) 被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。</p>	共通の内容のため準用に変更
雪害対策	23	2	2	共通対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立」を準用する。	<p>イ 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡</p> <p>(ア) 人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。た</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
編					<p>だし、通信の途絶等により連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。</p> <p>(イ) 行方不明者の数については、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、本町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>(ウ) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。</p> <p>ウ 一般被害情報等の収集・連絡 被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。</p> <p>エ 応急対策活動情報の連絡 応急対策の活動状況や対策本部設置状況等を相互に連絡する。</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(1) 基本方針 雪害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。</p> <p>(2) 実施計画（実施主体 町）</p> <p>ア 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省に連絡する。</p> <p>イ 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線を緊急情報連絡用の回線設定として活用するように努める。</p> <p>ウ 災害時の無線局運用時における混信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。</p>	

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					エ 被災者支援システムを活用して避難所等や被災者情報の収集及び伝達を図るように推進する。	
雪害対策編	23	2	2	共通対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立」を準用する。	(2) 実施計画 (実施主体 電気通信事業者) ア 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線を緊急情報連絡用の回線設定として活用するように努める。 イ 災害時における国及び地方公共団体等の関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	24	2	2	共通対策編第2章第1節「災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立」を準用する。	(2) 実施計画 (実施主体 関係機関) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省に連絡する。	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	24	2	3	共通対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」及び共通対策編第2章第3節「広域相互応援活動」を準用する。	第1 基本方針 雪害の発生時には迅速かつ的確な対応が必要である。万が一発災した場合は速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の対応を行う。また必要に応じて近隣市町村等に応援を求めるものとする。近隣市町村で発災した場合には、広域応援協定等に基づき速やかに応援体制を整えるものとする。 第2 主な活動 1 活動体制の確保 2 広域的な応援体制 第3 活動の内容 1 活動体制の確保 (1) 基本方針 災害発生の場合には速やかに必要な対策をとるとともに、関係機関との連携確保に努める。 (2) 実施計画 (実施主体 町) ア 災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 イ 指定行政機関、公共機関等との間において緊密な連携の確保に努める。	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
雪害対策編	24	2	3	<p>共通対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」及び共通対策編第2章第3節「広域相互応援活動」を準用する。</p>	<p>2 広域的な応援体制 (1) 基本方針 雪害発生時には必要に応じて近隣市町村等に応援を求めものとする。近隣市町村で発災した場合には、広域応援協定等に基づき速やかに応援体制を整える。 (2) 実施計画（実施主体 町） ア 被害の規模に応じて、他の市町村に応援を求める。 イ 他の市町村で災害が発生した場合、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。 ウ 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは県知事に自衛隊の派遣要請をするよう求め、必要に応じその旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、通信の途絶等により県知事に要請をできない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この通知をしたときは、通信が確保でき次第速やかにその旨を県知事に通知する。 エ 必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>
雪害対策編	32	2	7	<p>第3 活動の内容 2 避難所等 (2) 実施計画 共通対策編第2章第1.1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>第3 活動の内容 2 避難所等 (2) 実施計画 ア 避難所等の開設（実施主体 町） (ア) 必要に応じて避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。 (イ) 必要があれば、指定以外の施設についても、雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難所等として開設する。 (ウ) 要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅・旅館及びホテル等を避難所等として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。 (エ) 避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
雪 害 対 策 編	32	2	7	<p>第3 活動の内容 2 避難所等 (2) 実施計画 共通対策編第2章第11節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>第3 活動の内容 2 避難所等 (2) 実施計画 イ 避難所等の運営管理（実施主体 町） (ア) 各避難所等の適切な運営管理を行い、避難所等における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。 (イ) 必要に応じて、他の市町村に対して協力を求める。 (ウ) 避難所等ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所等で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。 (エ) 避難所等における生活環境を常に良好なものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 (オ) 必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態を把握し必要な措置を講じるよう努める。 (カ) 必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 (キ) 避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努める。 (ク) 災害の規模等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 (ケ) 災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
雪害対策編	34	2	9	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生</p> <p>共通対策編第2章第16節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難所等を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行い、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>ア 被災地、特に避難所等において、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努め、健康状態を把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>イ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所・介護職員等の派遣・車椅子の手配等を、福祉事業者・ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。</p> <p>ウ 保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>エ 避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃・し尿処理・生活ごみの収集処理等に必要な措置を講ずる。</p> <p>オ 必要に応じ、保健師等の派遣計画の作成などの保健活動や他の市町村からの協力確保等に関する必要な調整を厚生労働省に要請する。</p>	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	35	2	9	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 遺体の処理等</p> <p>共通対策編第2章第17節「遺体の捜索及び処置等の活動」を準用する。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 遺体の処理等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>ア 遺体の処理には、火葬場・柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。</p> <p>イ 必要に応じて近隣市町村の協力を得、広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮する。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
雪害対策編	35	2	10	共通対策編第2章第19節「社会秩序維持、物価安定等に関する活動」を準用する。	<p>第1 基本方針</p> <p>被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要である。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定・必要物資の適切な供給を図る。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>2 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要である。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 警察)</p> <p>ア 独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、安全確保に努める。</p> <p>イ 被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止や災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p> <p>2 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災者の生活再建へ向けて、物価の安定・必要物資の適切な供給を図る。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>物価の高騰・買い占め・売り惜しみが生じないように、監視・指導等を行う。</p>	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	36	2	12	共通対策編第2章第26節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。	<p>第1 基本方針</p> <p>社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者等への情報伝達活動</p> <p>2 住民への的確な情報の伝達</p> <p>3 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者等への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するための情報の公表・伝達・広報活動を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>ア 被災者のニーズを十分把握し、気象・被害の状況・二次災害の危険性に関する情報・安否情報・ライフラインや交通施設といった公共施設等の復旧状況・医療機関などの生活関連情報・各機関が講じている施策に関する情報・交通規制、被災者生活支援に関する情報といった被災者等に役立つ情報を正確かつきめ細やかに提供する。</p> <p>イ 要配慮者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p>ウ 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。</p> <p>エ 被災者が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>オ 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めている的確な情報を提供できるよう努める。</p>	
雪害対策編	37	2	12	<p>共通対策編第2章第26節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。</p>	<p>カ 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、被災者生活支援に関する情報については紙媒体情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>2 住民への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>住民全体のニーズを充分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>ア 住民全体に対し、気象・被害の状況・安否情報・交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。</p> <p>イ 情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。</p> <p>ウ 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p>3 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>速やかに住民等からの問合せに対応できるようにする。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>必要に応じて発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。</p>	
雪害対策編	38	2	13	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>共通対策編第2章第34節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ボランティアの受け入れに対し適切に対応する。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>ア 各機関相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付や調整等、受入れ体制の確保をするよう努める。</p> <p>イ ボランティアの受入れに際し、老人介護や外国人との会話力といった、技能等が、効果的に活かされるよう配慮する。</p> <p>ウ 必要に応じて、ボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られる支援に努める。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
雪害対策編	39	2	13	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 義援物資、義援金の受入れ</p> <p>共通対策編第2章第3節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>義援物資、義援金の受入れに対し適切に対応する。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>ア 関係機関等の協力を得ながら、国民・事業所等からの義援物資について、受入れを希望するものとししないもののリストを作成し、同リスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて公表する。</p> <p>イ 現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。</p> <p>ウ 必要に応じ、義援物資に関する問合せ窓口を設け、被災地のニーズについて公表する。</p> <p>エ 義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、協議の上定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。</p>	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	40	3	1	<p>共通対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>迅速な現状復旧のためには、あらかじめ定めた復旧計画等を活用することが重要となる。特にライフライン等の住民生活に直結するものに関しては、関係機関は地区別の復旧予定時期を明示し進めることとする。</p> <p>第2 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>1 あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧又は支援を行う。</p> <p>2 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。</p> <p>3 ライフライン、交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。</p>	共通の内容のため準用に変更
雪害対策編	40	3	2	<p>共通対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>被災者等の生活再建等に向けて、災害状況を迅速・的確に把握するとともに、その生活再建に向けた支援を行う。また災害被災者は、生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>を行う。</p> <p>第2 実施計画（実施主体 町）</p> <p>1 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。</p> <p>2 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付する。</p> <p>3 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。</p>	
雪害対策編	40	3	2	<p>共通対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。</p>	<p>第2 実施計画（実施主体 町）</p> <p>4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援する。</p> <p>5 必要に応じ、税についての期限の延長・徴収猶予及び減免・国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。</p> <p>6 必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。</p> <p>7 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。</p> <p>8 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。</p> <p>9 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。</p> <p>10 他の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村に協力してもらうことにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>11 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等を進めるために、必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。</p> <p>12 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。</p>	
雪害対策編	41	3	3	<p>共通対策編第3章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」を準用する。</p>	<p>第1 基本方針 被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して資金の融資等の経済支援を行う。</p> <p>第2 実施計画（実施主体 町）</p> <p>1 必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p> <p>2 地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。</p> <p>3 被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>
雪害対策編	41	3	3	<p>共通対策編第3章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」を準用する。</p>	<p>第1 基本方針 被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して資金の融資等の経済支援を行う。</p> <p>第2 実施計画（実施主体 関係機関）</p> <p>1 株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行う。</p> <p>2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫等は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行う。	
林野火災対策編	12	2	5	共通対策編第2章第1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。	<p>第1 基本方針</p> <p>発災時には避難誘導とともにその他避難に資する情報の提供に努めるものとする。また必被災者等の情報収集のための体制を整備するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導の実施 2 避難所等の設営・管理 3 要配慮者への配慮 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針 <p>発災時には迅速な避難誘導、避難所等の開設・運営管理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 実施計画（実施主体 町） <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難誘導の実施 <p>発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとし、避難誘導に当たっては、避難所等及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p>	共通の内容のため準用に変更
林野火災対策編	12	2	5	共通対策編第2章第1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。	<ol style="list-style-type: none"> 2 実施計画（実施主体 町） <ol style="list-style-type: none"> (2) 避難所等 <ol style="list-style-type: none"> ア 避難所等の開設 <p>発災時に必要に応じ避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所等として開設する。</p> <ol style="list-style-type: none"> イ 避難所等の運営管理 <p>各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるも</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>のとする。避難所等ごとにそこに収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努めるものとし、避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>ア 被災者への情報伝達活動</p> <p>被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p>情報の公表、広報活動の際、その内容について、非常災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び近隣市町村等と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>住民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p>	
林野火災対策編	13	2	5	<p>共通対策編第2章第1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>2 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>イ 住民への的確な情報の伝達</p> <p>林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。情報の公表、広報活動の際、その内容について、非常災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び近隣市町村等と相互に通知し情報交換を行うものとする。情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 住民等からの問合せに対する対応</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					非常災害対策本部、指定行政機関、町等は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。	
火 事 災 害 対 策 編	3	1	2	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>町は、国、公共機関、他市町村、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。</p> <p>情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、長野県防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。</p> <p>機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</p> <p>民間事業所、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 情報の分析整理</p> <p>収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。</p> <p>平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、町等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。	
火 事 災 害 対 策 編	3	1	2	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 通信手段の確保</p> <p>非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮することとする。</p> <p>災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮することとする。</p> <p>(ア) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。</p> <p>(イ) 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。</p> <p>(ウ) 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</p> <p>(エ) 災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用はボランティアという性格に配慮すること。</p> <p>(オ) 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。</p> <p>(カ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。</p> <p>(キ) 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。</p>	
火事災害対策編	8	1	2	<p>第3 計画の内容</p> <p>6 避難収容活動関係</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第9節「避難収容及び情報提供活動計画」を準用する。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>6 避難収容活動関係</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難誘導</p> <p>避難所等・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。</p> <p>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 避難所等</p> <p>都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難所等をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所等として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、あらかじめ、避難所等の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。</p>	共通の内容のため準用に変更
火事災害対策編	13	2	4	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>共通対策編第2章第1.1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>(1) 避難誘導の実施</p> <p>人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとし、避難誘導に当たっては、町は、避難所等及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>ア 避難所等の開設</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>発災時に必要に応じ避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所等として開設する。</p>	
火 事 災 害 対 策 編	14	2	4	<p>第3 活動の内容 2 実施計画 共通対策編第2章第1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>2 実施計画 (実施主体 町) (1) 避難誘導の実施 イ 避難所等の運営管理 各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。 避難所等ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとし、避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。 また、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</p>	共通の内容のため準用に変更
火 事 災 害 対 策 編	14	2	4	<p>第3 活動の内容 2 実施計画 共通対策編第2章第1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>2 実施計画 (実施主体 建築物所有者等) 利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。</p>	共通の内容のため準用に変更
火 事 災 害 対 策 編	14	2	6	<p>第2 主な活動及び活動の内容 2 実施計画 共通対策編第2章第2節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。</p>	<p>第2 主な活動及び活動の内容 2 実施計画 (1) 被災者への情報伝達活動 被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>情報の公表、広報活動の際、その内容について、非常災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び近隣市町村等と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>住民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。また情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 住民への的確な情報の伝達</p> <p>住民全体に対し大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。</p> <p>情報の公表、広報活動の際、その内容について、非常災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び近隣市町村等と相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>非常災害対策本部、指定行政機関、町等は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。</p>	
火事災害対策編	16	3	1	<p>共通対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。</p> <p>第2 主な活動及び内容</p> <p>1 基本方針</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>事前に定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。</p> <p>2 実施計画（実施主体 町、関係機関）</p> <p>(1) あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。</p> <p>(2) 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p>(3) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。</p>	
火事災害対策編	16	3	2	共通対策編第3章第3節「計画的な復興」を準用する。	<p>第1 基本方針</p> <p>大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。</p>	共通の内容のため準用に変更
火事災害対策編	17	3	2	共通対策編第3章第3節「計画的な復興」を準用する。	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。</p> <p>また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>(2) 実施計画 (実施主体 町) 関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。</p> <p>(2) 実施計画 (実施主体 関係機関) 県、町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。</p> <p>2 防災まちづくり (1) 基本方針 大規模な火事により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害における、被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p>	
火 事 災 害 対 策 編	17	3	2	共通対策編第3章第3節「計画的な復興」を準用する。	<p>(2) 実施計画 (実施主体 町) ア 必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。 イ 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。 ウ 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難所等としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。</p> <p>エ 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。</p> <p>オ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。</p>	
火 事 災 害 対 策 編	18	3	3	<p>共通対策編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。</p>	<p>第1 基本方針 被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等と図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。</p> <p>第2 主な活動 複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する生活再建事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。</p> <p>第3 活動の内容 1 基本方針 町は被災者に対し、災害の状況を把握するとともに、住宅等の被害認定を行う。また、並行して住宅整備による支援を行い、被災者の自立のための助成措置を行い、避難している被災者にも広報・連絡体制を構築し、安心を与えるよう努めるものとする。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>2実施計画（実施主体 町）</p> <p>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害応急対策を含む各種被災者支援策の判断材料とするため、災害による住宅等の被害の程度の認定を行うものとする。</p> <p>必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用する。</p> <p>また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の住宅の維持を支援するものとする。</p> <p>被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。</p>	
火 事 災 害 対 策 編	19	3	4	<p>共通対策編第3章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」を準用する。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。また、事業再開に対する相談体制を整備する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>町は、必要に応じ被災中小企業に対し融資を行う。また、地場産業、商店街の復興のため基盤整備を行い、自立的発展への支援を行う。</p> <p>2実施計画（実施主体 町）</p> <p>必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。</p> <p>被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。</p>	
その他災害編	3	1	1	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>ア 基本方針</p> <p>自然災害・道路事故等の発生に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集・連携体制の整備とともに関係機関との情報共有を図る。</p> <p>イ 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(ア) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>a 平素から国、町、公共機関及び道路管理者相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>b 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。</p> <p>c 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、長野県防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。</p> <p>d 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>e 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの体制の整備を推進するものとする。</p> <p>f 町は、民間事業所、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
その他災害編	3	1	1	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>イ 実施計画（実施主体 町、関係機関）</p> <p>(イ) 情報の分析整理</p> <p>a 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。</p> <p>b 町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 通信手段の確保</p> <p>a 町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。</p> <p>b 町は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。</p> <p>(a) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。</p> <p>(b) 画像等の大容量データの通信を可能とするため、国、県、及び町のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。</p> <p>(c) 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</p> <p>(d) 災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用はボランティアという性格に配慮すること。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					(e) 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。	
その他災害編	4	1	1	第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 計画の内容 (1) 情報の収集・連絡関係 共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。	(f) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。 (g) 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	共通の内容のため準用に変更
その他災害編	5	1	1	第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 計画の内容 (3) 救助・救急、医療及び消火活動 イ 実施計画 共通対策編第1章第4節「救助・救急・医療計画」を準用する。	第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 計画の内容 (3) 救助・救急、医療及び消火活動 イ 実施計画 (実施主体 町、関係機関) (ア) 町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努めるものとする。 (イ) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 (ウ) あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。 実施主体 関係機関) 道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。	共通の内容のため準用に変更
その他災害編	19	2	1	第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 計画の内容 (1) 情報収集・連絡体制の整備 イ 実施計画 共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。	第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 3 計画の内容 (1) 情報収集・連絡体制の整備 イ 実施計画 (実施主体 町、関係機関) (ア) 情報の収集・連絡体制の整備 a 平素から国、町、公共機関及び鉄道事業者相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>対応できる体制の整備を図る。</p> <p>b 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。</p> <p>c 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、長野県防災情報システムに集約できるよう努める。</p>	
その他災害編	19	2	1	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>イ 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>イ 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(ア) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>e 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの体制の整備を推進する。</p> <p>f 町は、民間事業所、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 通信手段の確保</p> <p>a 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。</p> <p>b 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。</p> <p>(a) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。</p> <p>(b) 画像等の大容量データの通信を可能とするため、国、県及び町のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					(c) 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。	
その他災害編	19	2	1	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>イ 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>イ 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(d) 災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用はボランティアという性格に配慮すること。</p> <p>(e) 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。</p> <p>(f) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。</p> <p>(g) 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。</p>	共通の内容のため準用に変更
その他災害編	20	2	1	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>イ 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>イ 実施計画 (実施主体 関係機関)</p> <p>事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話を電気通信事業者の協力を得て整備するよう努める。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
その他災害編	37	4	1	<p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>イ 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>イ 実施計画 (実施主体 町)</p> <p>(ア) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。</p> <p>(イ) 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。</p> <p>a 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。</p> <p>b 画像等の大容量データの通信を可能とするため、国、県及び町のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。</p> <p>c 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</p> <p>d 災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「携帯電話等」という。)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</p> <p>e 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。</p> <p>f NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</p>	<p>共通の内容のため準用に変更</p>

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					g 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。	
その他災害編	48	5	1	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>イ 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>イ 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(ア) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>a 平素から国、町、公共機関及び事業者相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>b 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。</p> <p>c 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、長野県防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。</p> <p>d 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>e 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの体制の整備を推進するものとする。</p> <p>f 町は、民間事業所、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p>	共通の内容のため準用に変更
その他災害編	48	5	1	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>イ 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>イ 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(イ) 情報の分析整理</p> <p>a 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>b 町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 通信手段の確保</p> <p>a 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。</p> <p>b 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。</p> <p>(a) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。</p> <p>(b) 画像等の大容量データの通信を可能とするため、国、県及び町のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。</p> <p>(c) 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</p>	
その他災害編	49	5	1	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>イ 実施計画</p> <p>共通対策編第1章第1節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。</p>	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>3 計画の内容</p> <p>(1) 情報の収集・連絡関係</p> <p>イ 実施計画 (実施主体 町、関係機関)</p> <p>(d) 災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用はボランティアという性格に配慮すること。</p>	共通の内容のため準用に変更

編	頁	章	節	修正後	修正前	修正理由
					<p>(e) 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。</p> <p>(f) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。</p> <p>(g) 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。</p>	
その他災害編	51	5	1	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 3 計画の内容 (6) 避難収容活動 イ 実施計画 共通対策編第2章第1節「避難収容及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 3 計画の内容 (6) 避難収容活動 イ 実施計画 (実施主体 町) (ア) 避難所等・避難路を指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 (イ) 発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。 (ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民及び自主防災組織等の協力を得ながら平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。 (エ) 避難所等は、公園・河川敷・公民館及び学校等の公共的施設等を管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。 (オ) 避難所等として指定された建築物は、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じて換気や照明等の設備の整備に努めるものとする。 (カ) 避難所等の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。</p>	共通の内容のため準用に変更

(表・図1)

【修正後】

(資料：国勢調査、単位：人、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 口		10,989	10,895	10,570	9,902	9,530	9,004
世帯数		3,069	3,225	3,294	3,242	3,325	3,391
1世帯当たり人		3.58	3.38	3.21	3.05	2.83	2.7
65歳以上 人		2,407	2,697	2,816	3,018	3,200	3,329
外国人 人		-	-	-	204	177	223
高 齢 化 率	飯島町	21.9	24.8	26.6	30.5	33.6	37.0
	長野県	19.0	21.4	23.8	26.5	30.1	32.3
	全 国	14.5	17.3	20.1	24.7	26.6	28.8

(表・図1)

【修正前】

(資料：国勢調査、単位：人、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人 口		10,989	10,895	10,570	9,902	9,530
世帯数		3,069	3,225	3,294	3,242	3,325
1世帯当り人口		3.58	3.38	3.21	3.05	2.83
65歳以上人口		2,407	2,697	2,816	3,018	3,200
外国人人口		-	-	-	204	177
高 齢 化 率	飯島町	21.9	24.8	26.6	30.5	33.6
	長野県	19.0	21.4	23.8	26.5	30.1
	全 国	14.5	17.3	20.1	24.7	26.6

(表・図2)

【修正後】

(イ) 避難指示等の類型

	基本的な考え方	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 発令される状況：災害のおそれあり <p>町長は、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮する。 (災対法第56条第2項を根拠)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 発令される状況：災害のおそれ高い <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。 町長は避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。 (災対法第60条第1項を根拠)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、町長は、避難所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。 町長は緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。 (災対法第60条第3項を根拠)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

(表・図2)

【修正前】

(イ) □避難勧告等の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(表・図3)

【修正後】

避難情報等 (警戒レベル)			
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難！ > ~~~~~			
<b>4</b>	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
<b>3</b>	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
<b>1</b>	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

(表・図3)

【修正前】

新設

(表・図4)

【修正後】

(ア) 避難指示等の発令機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	町 長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	町 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知 事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害 全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	//
緊急安全確保	町 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知 事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
避難所等の開設、受入れ	町長・自主防災会	—	//

(表・図4)

【修正前】

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難準備・高齢者等避難開始	町 長	内閣府ガイドライン	災害全般
避難勧告	町 長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示 (緊急)	//	//	//
	水防管理者	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害 全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	//
避難所等の開設、受入れ	町長・自主防災会	—	//

(表・図5)

【修正後】

a 土砂災害警戒区域

自然現象の種類	指定箇所数	告示年月日	告示番号
土石流	22箇所	平成17年12月26日	長野県告示第551号
	10箇所	平成19年 3月29日	長野県告示第198号
急傾斜地の崩壊	52箇所	平成19年 3月29日	長野県告示第208号
	1箇所	平成27年 9月24日	長野県告示第429号
	17箇所	令和3年 3月4日	長野県告示第101号
地すべり	1箇所	平成28年 6月16日	長野県告示第365号
	計103箇所		

b 土砂災害特別警戒区域

自然現象の種類	指定箇所数	告示年月日	告示番号
土石流	15箇所	平成17年12月26日	長野県告示第545号
	7箇所	平成19年 3月29日	長野県告示第192号
土石流 R解除	-1箇所	平成23年 3月24日	長野県告示第181号
急傾斜地の崩壊	46箇所	平成19年 3月29日	長野県告示第204号
	1箇所	平成27年 9月24日	長野県告示第403号
	12箇所	令和3年 3月4日	長野県告示第96号
土石流 R解除	-1箇所	令和5年 1月30日	長野県告示第54号
	計 79箇所		

(表・図5)

【修正前】

a 土砂災害警戒区域

自然現象の種類	指定箇所数	告示年月日	告示番号
土石流	22箇所	平成17年12月26日	長野県告示第551号
	10箇所	平成19年 3月29日	長野県告示第198号
急傾斜地の崩壊	52箇所	平成19年 3月29日	長野県告示第208号
	1箇所	平成27年 9月24日	長野県告示第429号
	1箇所	平成28年 6月16日	長野県告示第365号
	計 86箇所		

b 土砂災害特別警戒区域

自然現象の種類	指定箇所数	告示年月日	告示番号
土石流	15箇所	平成17年12月26日	長野県告示第545号
	7箇所	平成19年 3月29日	長野県告示第192号
土石流 R解除	-1箇所	平成23年 3月24日	長野県告示第181号
急傾斜地の崩壊	46箇所	平成19年 3月29日	長野県告示第204号
	1箇所	平成27年 9月24日	長野県告示第403号
	計 68箇所		

(表・図6)

【修正後】

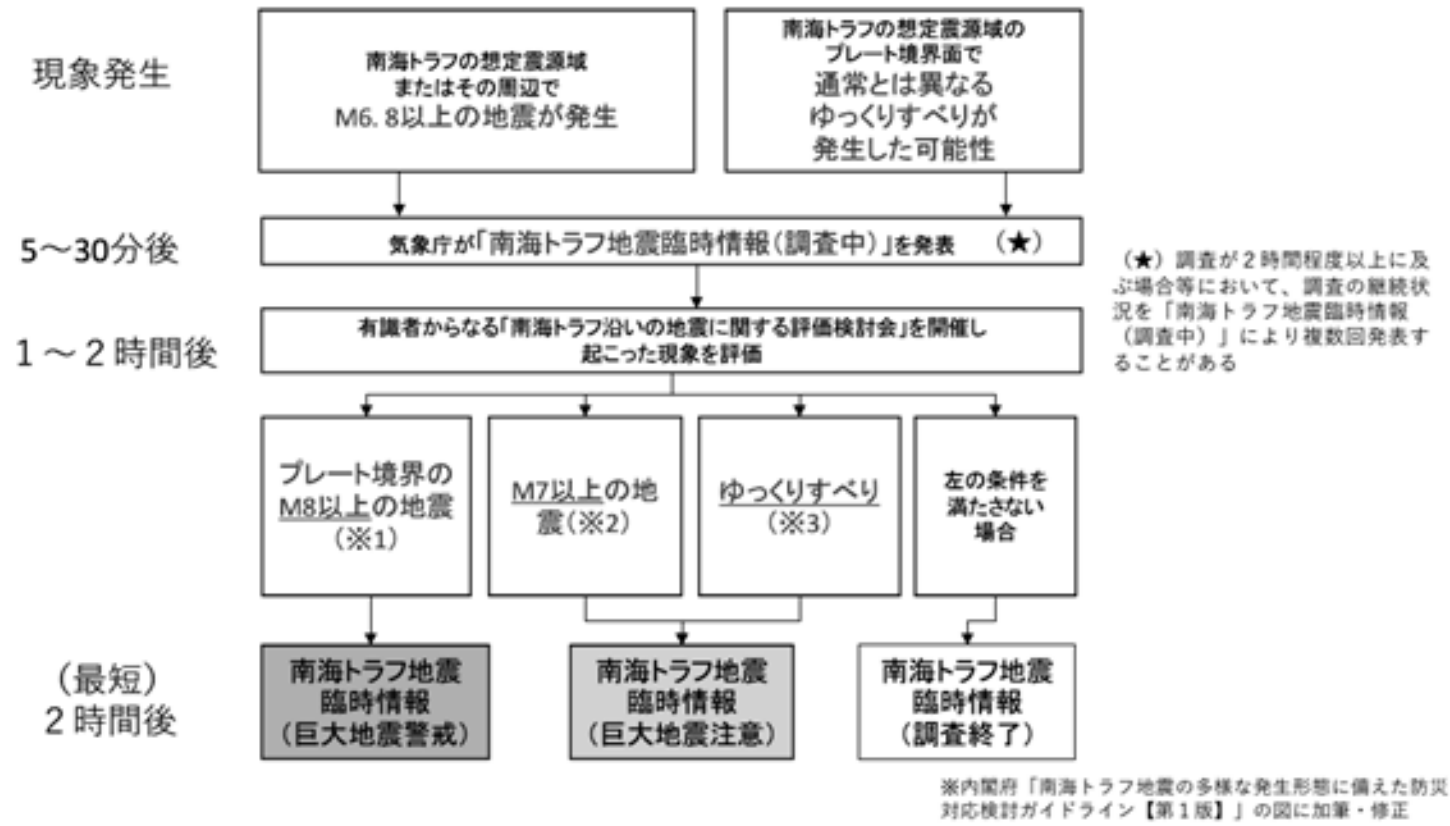
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li><li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li></ul>
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合</li><li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）</li></ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</p>

(表・図6)

【修正前】

新設

(表・図7)  
【修正後】



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)  
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)  
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(表・図7)  
【修正前】

新設